省令

○総務省令第四十三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、科学技術研究調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月二日

総務大臣　新藤　義孝

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令

科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「研究科」の下に「、同条ただし書に規定する大学院の研究科以外の教育研究上の基本となる組織」を加える。

第六条第一項柱書き中「リ」を「チ」に、「ヌ」を「リ」に改め、同項第一号リを削り、同号ヌを同号リとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。